

茂原市市民活動支援指針

平成28年3月

茂 原 市

目 次

1	策定目的	1
2	定義	2
	（1）市民活動	
	（2）市民活動団体等	
3	支援の基本的な考え方	4
	（1）支援の対象	
	（2）支援の原則	
4	市民活動への支援	5
	（1）市民活動の場の提供	
	（2）情報の収集及び提供	
	（3）財政的支援	
	（4）市民活動の普及啓発	
	（5）市民活動保険への加入	
5	市民活動を推進するために	6
	（1）職員の意識啓発	
	（2）市民意識の醸成	
	（3）市民活動団体等との協議・検討の場の設置	

1 策定目的

近年、全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進む時代を迎える中、地域が抱える課題や市民ニーズは多様化しています。

それに伴い、市民による地域や社会に貢献するまちづくり活動は、様々な分野の中で広がりを見せています。

茂原市では、平成15年12月に「茂原市市民活動（ボランティア・NPO）支援指針」を策定しました。

しかし、策定から10数年が経過し、市民活動を取り巻く状況が大きく変化したことから、指針の見直しを行うこととしました。

指針の見直しにあたっては、平成28年4月の「茂原市まちづくり条例」施行を踏まえて、今後、市が取り組むべき推進施策の方向性についてとりまとめました。

茂原市まちづくり条例（抜粋）

第15条第1項

市民等は、自治会、NPO法人、ボランティア団体、事業者等の多様な集団が、地域のまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てるよう努めるものとします。

第16条第2項

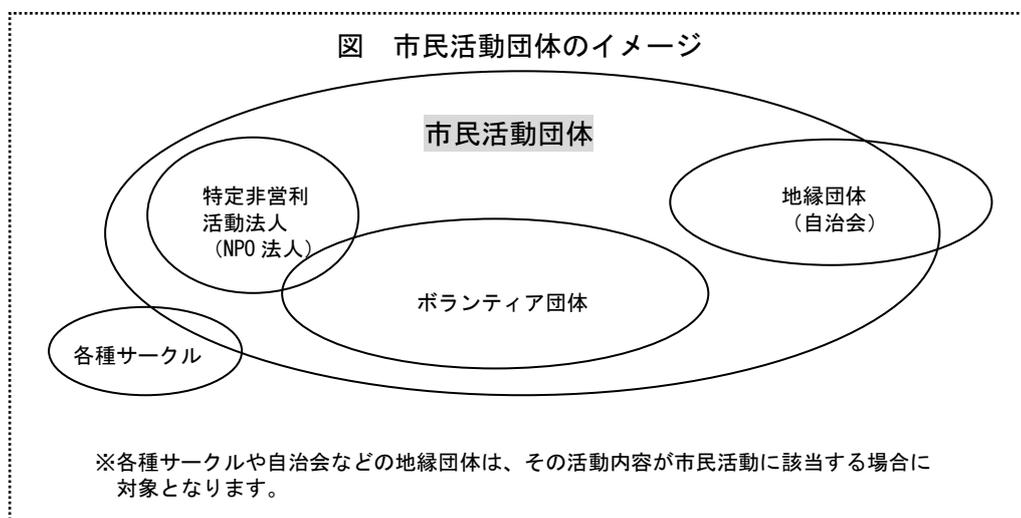
市は、地域のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。

(2) 市民活動団体等

市民活動を行うことを目的とした団体又は個人をいいます。

ただし、団体については次の要件を満たすものとします。

- ①民間の団体（職場等で自発的に結成された団体を含む）であること
- ②代表者を有し、会則や規約のある団体であること
- ③自らの活動を自主的に運営できる能力を備えていること
- ④活動が継続的で、開かれた団体であること



3 支援の基本的な考え方

市は、市民活動団体等の特性や自立性を阻害しないよう、次の原則を基本に市民活動への支援を進めるものとします。

(1) 支援の対象

支援の対象は、この指針の定義で定めた市民活動団体等とします。

(2) 支援の原則

市民活動を支援するに当たっては、次の原則により行うものとします。

①主体性・自立性の原則

市民活動団体等が持つ特性をいかし自立して市民活動が行われるよう、主体性・自立性を尊重します。

②公平性・公正性の原則

すべての市民活動団体等に対して機会均等を図り、活動目的や内容を公共の福祉の観点から適切に判断し、公平性・公正性を確保します。

③公開性・透明性の原則

支援の内容及び手続、個人情報を除く団体情報を公開するとともに透明性を確保します。

4 市民活動への支援

市は、市民活動を推進するため、市民の自主的で営利を目的としない、多種多様な社会貢献活動に対して、団体及び個人の自発的な活動が行われていることを前提に支援していきます。

(1) 市民活動の場の提供

市民活動の拠点となる活動の場の提供をします。

市では、市民活動相談窓口を設置しましたが、より一層の充実を図ります。

(2) 情報の収集及び提供

市の広報・ホームページ・「市民活動ガイドブック」等により情報を提供します。また、インターネット等を活用し情報の収集に努めます。

(3) 財政的支援

市民活動団体が行う活動に対して財政的支援をします。また、支援に必要な財源の確保について調査・研究を進めます。

(4) 市民活動の普及啓発

多くの市民が市民活動に参加できるよう、広報やホームページを活用し、市民活動の普及啓発に努めます。

(5) 市民活動保険への加入

市民活動団体等が安心して市民活動が行えるよう支援します。

5 市民活動を推進するために

この指針の実効性を高めるために、市民活動への支援を行うことはもとより、次のことに留意して市民活動を推進します。

(1) 職員の意識啓発

職員の市民活動への認識を高めるため、市民活動に対する知識や特性についての研修を実施します。

また、職員が地域において市民活動に率先して参加できるような環境づくりを推進します。

(2) 市民意識の醸成

市民活動の啓発と市民活動に関する情報の収集や提供などにより、市民活動に対する市民意識の醸成と、いつでも、だれでも、気軽に楽しく市民活動に参加できる環境づくりを推進します。

(3) 市民活動団体等との協議・検討の場の設置

この指針の効果的な運用と市民活動の推進を図るために、市民活動団体等と市が協議・検討する場を設置します。

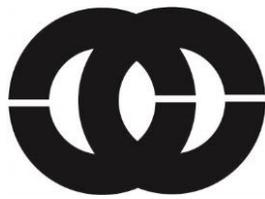
茂原市市民活動支援指針

平成28年3月発行

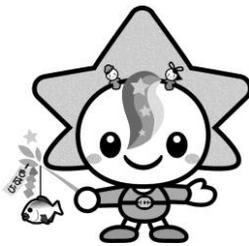
茂原市市民部生活課

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

TEL 0475-20-1505



茂原市



茂原市マスコットキャラクター
「モバリん」